

山口県報

令和2年
10月9日
(金曜日)

目次

- 規則
建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………
- 告示
保安林指定の解除（萩市）（森林整備課）……………
- 公告
公有水面の埋立ての承認の出願（港湾課）……………
- 公告
県営大谷口地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………
- 公告
公共測量の実施（監理課）……………
- 公告
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………
- 公安委告示
警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施……………



建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二中「第五十二條第一項第七号」を「第五十二條第一項第八号」に改める。

第二十七條第一項の表中「第六十條の二第二項第三号」の下に「、第六十條の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和二年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る保安林の所在場所

萩市大字明木字向横瀬一七〇五・一七〇九・字芋ヶ迫右平一六八六・字芋ヶ迫一七〇二の一・字横瀬仏木一八〇〇の一四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百五十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての承認の出願があった。

同条第三項において準用する同法第二条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和二年十月九日から同月二十九日までの間、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市建設部河川港湾課において公衆の縦覧に供する。

令和二年十月九日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

一 埋立区域

(一) 位置

周南市晴海町一〇番及び一二番地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線及び1の地点と6の地点を結ぶ平成二年十月十九日付け指令港湾第五〇一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. 十三・〇メートル)に囲まれた区域

1の地点 周南市大字富田字仙島の仙島三角点(北緯三四度〇二分三六・五五五四秒東経一三一度四六分〇〇・三八〇二秒)(以下「基準点」という。)

- 2の地点 1の地点から二〇四度五八分四四秒一〇・〇〇メートルの地点
3の地点 2の地点から一一四度五八分四四秒二九・八〇メートルの地点
4の地点 3の地点から二四度五八分四四秒五〇・〇〇メートルの地点
5の地点 4の地点から二九四度五八分四四秒一〇・〇〇メートルの地点
6の地点 5の地点から二四度五八分四四秒五九・九七メートルの地点

(三) 面積

二、六七七・七二平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

周南市晴海町一〇番から一二番までの地内及びこれらの地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑥の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から一四五度三二分五〇秒二〇三五・六三メートルの地点
②の地点 ①の地点から二〇四度五八分四四秒四七〇・〇〇メートルの地点
③の地点 ②の地点から一一四度五八分四四秒四三〇・〇〇メートルの地点
④の地点 ③の地点から二四度五八分四四秒四四八・九二メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から二九四度五八分四四秒二四〇・〇〇メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から二四度五八分四四秒一一・〇八メートルの地点

(三) 面積

一九九、四四〇・七九平方メートル

埋立地の用途

埠頭用地

出願人 国土交通省中国地方整備局長

出願の年月日

令和二年九月一日



(二二三) 県営大谷口地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営大谷口地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年十月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営大谷口地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年十月十二日から同年十一月二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二二四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年十月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

周南市大字須々万奥

三 作業の期間

令和二年九月十五日から令和三年二月二十六日まで

(二二五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市西市二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市鐘楼町三番一号

三和土地建物株式会社



山口県公安委員会告示第四十三号

警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

令和二年十月九日

山口県公安委員会

一 審査を行う警備業務の種類及び級並びに審査の定員

(一) 種別及び級

- 空港保安警備業務(一級)、空港保安警備業務(二級)、施設警備業務(一級)
- 施設警備業務(二級)、交通誘導警備業務(一級)、交通誘導警備業務(二級)
- 核燃料物質等危険物運搬警備業務(一級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(二級)
- 核燃料物質等危険物運搬警備業務(一級)及び貴重品運搬警備業務(二級)

(二) 定員 五十人

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和二年十一月十二日(木曜日)の午前九時から正午まで

(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部

三 審査の対象者

警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。)附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)第一条第一項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した者(次のいずれかに該当する者を除く。)

(一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員

(二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者(一)に掲げる者を除く。)

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年十月十九日(月曜日)から同月二十三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の住所を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

(一) 審査申請書(規則附則別記様式によること。)

(二) 添付書類

1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

令和二年十月九日印刷
令和二年十月九日発行

発行人所

山口県知事庁

2 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)

3 旧規則第八条の合格証の写し
八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話

〇八三一九三三〇一一〇)にすること。